

平成 24 年8月3日

各 位

会 社 名 アクモス株式会社
代表者名 代表取締役社長 飯島秀幸
(JASDAQ・コード6888)
問合せ先
役職・氏名 執行役員 経営企画室 室長 中川智章
(電話03-5217-3121)

株式分割、単元株制度の採用及び定款一部の変更に関するお知らせ

当社は、平成24年8月3日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款一部の変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。また、同日開催の取締役会において、平成24年9月27日開催予定の第21回定時株主総会に下記4(2)のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、あわせてお知らせいたします。

記

1.株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成19年11月27日に、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社株式を上場している証券市場の利便性・流動性の向上に資するため1株を100株に分割するとともに、当社株式の売買単位を100株とするため、1単元の株式数を100株とする単元株制度を採用いたします。

2.株式分割

(1)分割の方法

平成 25 年6月 30 日(日曜日)(当日は日曜日につき、実質的には平成 25 年6月 28 日(金曜日))を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を1株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2)分割により増加する株式数

平成 25 年6月 30 日(日曜日)最終の発行済株式総数に 99 を乗じた株式数といたします。

・株式分割実施前の発行済株式の総数	102, 154 株
・株式分割により増加する株式数	10, 113, 246 株
・株式分割実施後の発行済株式の総数	10, 215, 400 株
・株式分割実施後の発行可能株式の総数	32, 300, 000 株

(3)分割の日程

・基準日公告日	平成25年6月14日(金曜日)	
・基準日	平成25年6月30日(日曜日)	※実質的には平成 25 年6月 28 日(金曜日)
・効力発生日	平成25年7月 1日(月曜日)	

(4)資本金の額の変更

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

(5)新株予約権行使額の調整

当社は、平成 24 年8月3日現在、株式分割にともない行使価額の調整を要する新株予約権は発行しておりません。

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の株

上記、「2. 株式分割」の効力発生日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成25年7月1日(月曜日)

※参考 平成25年6月26日(水曜日)をもって、証券取引所における売買単位も100株に変更されることになります。

4. 定款一部の変更

(1) 平成24年8月3日取締役会決議による変更内容(下線_____で示しております。)

① 変更の理由

上記、「2. 株式分割」及び「3. 単元株制度の採用」にともない、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づき、平成25年7月1日(月曜日)をもって、当社定款の一部を変更いたします。

② 変更の内容

- 発行可能株式の総数を株式分割の割合に応じて増加させるため、現行第6条(発行可能株式総数)を変更いたします。
- 株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第7条(単元株式数)を新設いたします。
- 第6条の変更及び第7条の新設並びにこれにともなう条数の繰り下げの効力発生日を定めるため、附則第1条及び第2条を新設いたします。

現行定款	平成24年8月3日の取締役会決議による変更
第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>323,000株</u> とする。 (新設)	第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>32,300,000株</u> とする。
第7条～第36条(条文省略) 第37条(定款の変更) 本定款の変更は、本定款第14条第2項に従い、株主総会の決議をもって行う。 (第37条 ただし書き以下条文省略) (新設)	第7条(単元株式数) <u>当社の単元株式数は、100株とする。</u> 第8条～第37条(現行どおり) 第38条(定款の変更) 本定款の変更は、本定款第15条第2項に従い、株主総会の決議をもって行う。 (ただし書き以下 現行どおり)
	附則 第1条 <u>第6条の変更及び第7条の新設並びにこれにともなう条数の繰り下げは、平成25年7月1日をもってその効力を生じるものとする。</u> 第2条 <u>前条及び本条の規定は、平成25年7月1日の効力発生日をもってこれを削除する。</u>

(2)平成24年9月27日開催予定の第21回定時株主総会に付議する変更内容(下線_____で示しております。)

①変更の理由

上記、「2. 株式分割」及び「3. 単元株制度の採用」にともない、当社の株主が有する単元未満株式の権利の内容に関する規定を新設するため、定款一部の変更に関する議案を平成24年9月27日開催予定の第21回定時株主総会に付議いたします。

②変更の内容

a. 当社の株主が有する単元未満株式の権利について定めるため、第8条(単元未満株式についての権利)を新設いたします。

b. 第8条の新設並びにこれにともなう条数の繰り下げの効力発生日を定めるため、附則第1条を変更いたします。

取締役会決議による変更後の定款	第 21 回定時株主総会に付議する定款変更(案)
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第8条～第 37 条 (条文省略) 第 38 条(定款の変更) 本定款の変更は、本定款第 15 条第2項に従い、株主総会の決議をもって行う。 (第 38 条 ただし書き以下条文省略)</p> <p>附則</p> <p>第1条 第6条の変更及び第7条の新設並びにこれにともなう条数の繰り下げは、平成25年7月1日をもってその効力を生じるものとする。</p> <p>第2条 前条及び本条の規定は、平成25年7月1日の効力発生をもってこれを削除する。</p>	<p>第8条(単元未満株式についての権利) <u>当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2)会社法第166条第1項の規定による取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> <u>(3)募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第 9 条～第 38 条 (現行どおり) 第 39 条(定款の変更) 本定款の変更は、本定款第 16 条第2項に従い、株主総会の決議をもって行う。 (ただし書き以下現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 第6条の変更及び第7条並びに第8条の新設並びにこれにともなう条数の繰り下げは、平成25年7月1日をもってその効力を生じるものとする。</p> <p>第2条 (左記のとおり)</p>

以 上